

# 令和5年4月1日施行 道路交通法の一部改正内容(概要)

## 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化

すべての自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければいけません。

- ① 自転車の運転者がヘルメットを着用すること
- ② 運転者以外の者を同乗させる場合、その者にもヘルメットを着用させること  
(乗車用の器具を付けた場合に幼児を乗車させることなどを想定したもの)
- ③ 児童・幼児が自転車を運転する場合、保護者がヘルメットを着用させること



## 自動運転レベル4の公道走行に関する規定の整備

特定の条件下でシステムが車を操作する「レベル4」相当の自動運転について、遠隔による監視を行うなどの条件の下で、公道での走行が認められます。これにより無人の巡回バスなどの走行が可能となります。

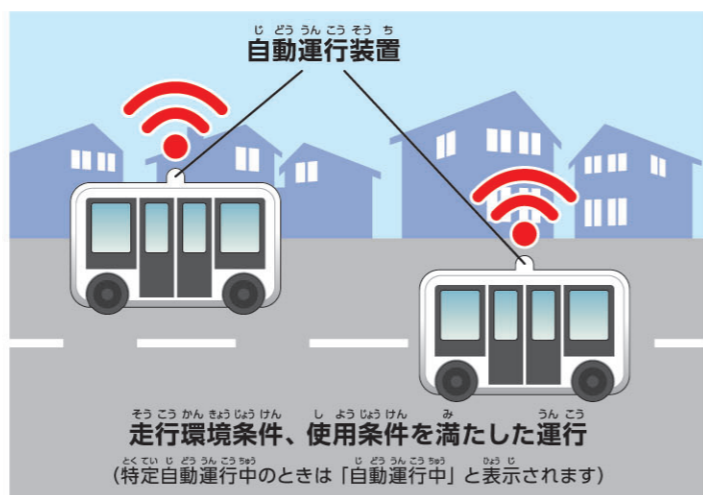
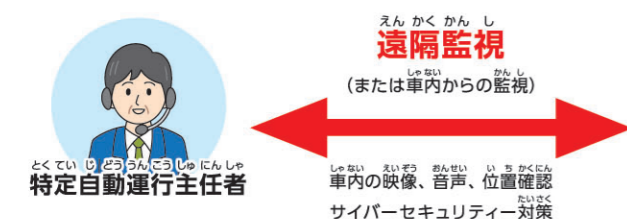
今回の法改正により、このレベル4による運行は「**特定自動運行**」と定義づけられ、従来の「**運転**」の定義から外れます。

特定自動運行を行うとする事業者は、公安委員会に**特定自動運行計画書**などを申請し、許可を受けなければいけません。運行にあたっては、安全な運行確認や事故時の対応のため、車両内または遠隔で監視にあたる「**特定自動運行主任者**」の配置、交通事故が発生した場合の措置を講じさせるための「**現場措置業務実施者**」の指定などが必要になります。

周りの歩行者や運転者は、自動運転中の自動運転車は、運転者がいないことや道路上で突然停止することがあることを知っておきましょう。

● 運転自動化技術レベル(自動運転の定義)

分類	運転自動化レベル	概要	運転主体
先進型 完全自動運転車	レベル0	運転者がすべての運転操作を実行。 (自動運転なし)	運転者
	レベル1	システムがアクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作のいずれかを条件下で部分的に実行。(運転支援)	
	レベル2	システムがアクセル・ブレーキ操作またはハンドル操作の両方を条件下で部分的に実行。(部分運転自動化)	
自動運転車	レベル3	システムがすべての運転操作を一定の条件下で実行。作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に運転者が適切に対応。(条件付運転自動化)	運転困難な場合継続がシステム
	レベル4	システムがすべての運転操作及び作動継続が困難な場合への対応を一定の条件下で実行。(高度運転自動化)	システム
	レベル5	システムがすべての運転操作及び作動継続が困難な場合への対応を条件なしで実行。(完全運転自動化)	



遠隔監視装置の作動状態を確認。交通事故発生時には、つぎの措置を取る。

- ・消防機関に通報する措置
- ・現場措置業務実施者を事故現場に向かわせる措置
- ・警察官への事故発生日時等の報告など



## 自動配送ロボットなどの交通方法等に関する規定の整備

遠隔操作で商品を届ける自動配送ロボットなどの**遠隔操作型小型車**や、立ち乗り電動三輪車やシニアカーなどの**移動用小型車**の交通ルールが定められました。

交通方法(従う信号、通行区分)は、**歩行者と同様**(歩道・路側帯の通行、横断歩道の通行など)となります。

ただし、遠隔操作型小型車については、事前に通行する場所などの届け出が必要です。また、歩行者の通行の妨げになるときは、歩行者に進路をゆずらなければなりません。

周りの歩行者や運転者は、遠隔操作型小型車を通行させている人が近くにいることもあることや、遠隔操作型小型車が道路上で突然停止することがあることを知っておきましょう。

### 遠隔操作型小型車



### 移動用小型車



- 主な基準**
- ・車体の大きさは、長さ 120 cm × 幅 70 cm × 高さ 120 cm 以下
  - ・原動機として、電動機を用いること
  - ・6km/h を超える速度を出すことができないこと
  - ・鋭利な突出部がないこと
  - ・一定の基準に適合する非常停止装置を備えていること

- 主な基準**
- ・車体の大きさは、長さ 120 cm × 幅 70 cm × 高さ 120 cm 以下
  - ・原動機として、電動機を用いること
  - ・6km/h を超える速度を出すことができないこと
  - ・鋭利な突出部がないこと

※「身体障がい者用の車いす」は「身体障がい者用の車」に改められます。「身体障がい者用の車」は「移動用小型車」には含まれません。

### 規制標識に関する規定の整備

標識の名称が一部つぎのように改められ、遠隔操作型小型車の規定が追加されました。



自転車及び歩行者等専用  
(普通自転車、歩行者、遠隔操作型小型車、移動用小型車が通行することができる)



歩行者等専用  
(歩行者、遠隔操作型小型車、移動用小型車が通行することができる)



歩行者等通行止め  
(歩行者、遠隔操作型小型車、移動用小型車は通行できない)



歩行者等横断禁止  
(歩行者、遠隔操作型小型車、移動用小型車は横断できない)

### 補助標識に関する規定の整備

遠隔操作型小型車については補助標識が新設され、規制が特定されることがあります。

